

2024年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試C日程 試験問題

公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め2枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

下記の【事例】及び【資料】を読み、この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及しつつ論じなさい。

【事例】

Y市は、公の施設（地方自治法244条）であるY市民会館を設置、管理している。Y市民会館は、駅前ターミナルの一角に所在し、道路を隔てた先には市内最大の繁華街が広がっている。20XX年4月2日、団体Xは、6月3日に「岡山新空港反対全国総決起集会」を開催する目的をもってY市長Aに対してY市民会館ホール（収容定員800人）の使用を申請した。本件集会は、Xの名義で行うとされるが、その実体は本件申請直後の4月4日に連続爆破事件を起こすなどした過激な活動組織が主催するものであった。ただし、Xは過去に複数回、「新空港に反対する」講演等を開催するためY市民会館小会議室の使用を申請し、許可されてきた。また、4月時点では、当該過激活動組織と他の過激活動組織との対立緊張も増大していた。本件申請を知ったY市民会館の近隣住民が構成する各種団体からは、当該組織に会館を使用させないようにされたい旨の嘆願書や要望書が提出された。4月23日、Aは、Y市立Y市民会館条例7条1項1号に定める「公の秩序をみだすおそれがあるとき」に該当するとして、Xの申請を不許可とする処分を行った。その理由は、本件集会のためにY市民会館を使用させることは、本件集会及びその前後のデモ行進などを通じて不測の事態を生ずることが憂慮され、かつ、その結果、会館周辺の住民の平穏な生活が脅かされるおそれがあるというものであった。そこでXは、本件条例及び不許可処分が集会の自由を侵害し違憲であると主張して、Yに対して国家賠償請求訴訟を提起した。

【資料】

○ Y市立Y市民会館条例（抜粋）

第7条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可してはならない。

一 公の秩序をみだすおそれがあるとき

二 その使用が建物又は附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき

三 その使用が営利を目的として使用するものと認められるとき

四 前3号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められるとき

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付けることができる。

《公法系問題 以上》

【出題趣旨】

本問は、地方公共団体の公の施設管理権に基づく条例の規定及び使用不許可処分の憲法適合性を問うことにより、集会の自由（憲法21条1項）について、関連判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを趣旨とするものである。